政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の 改定(案)の概要

1. 改定の趣旨

令和6年の政治資金規正法の改正(※)により、政治資金監査が強化されたことなどを踏まえ、所要の改定を行うもの。

(※) 政治資金規正法の一部を改正する法律(令和6年法律第64号)、政治資金規正法の一部を改正する法律(令和7年法律第1号)及び政治資金規正法等の一部を改正する法律(令和7年法律第2号)による改正。

2. 改定の内容

令和6年の政治資金規正法の改正に伴い、翌年への繰越しの状況に関する 政治資金監査指針及び国会議員関係政治団体の範囲の拡充に係る記載の追加 等を行う。

3. スケジュール

- 令和7年
 - 7月 2日 意見募集開始(8月1日まで)
 - 9~10月 政治資金適正化委員会において改定の内容を決定
- ⇒ 原則として、令和8年分以降(解散分は令和9年分以降)の収支報告書 に係る政治資金監査から改定後の政治資金監査マニュアルを適用